

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成28年3月24日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、要するに、それまで保証料を支給された後にその返還を求められたことはなかったのに、平成26年度分から急に求められるようになったとして、この点に不服があり、本件処分の取消しを求めているものと解される。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年 7月27日	諮問
平成28年 9月23日	審議（第1回第2部会）
平成28年10月18日	審議（第2回第2部会）
平成28年11月29日	審議（第3回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 賃貸住宅の更新料の支給について

法における住宅扶助（法11条1項3号及び14条）については、同法8条に基づいて設けられている厚生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日付厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）別表第3により限度額が定められている。

さらに、保護基準別表第3の2によれば、家賃、間代、地代等が保護基準別表第3の限度額を超えるときは、都道府県等ごとに厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額（以下「別表第3の2の額」という。）とするとされている。

次に、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「実施要領」という。なお、この実施要領は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定による処理基準である。）第7の4の（1）オによれば、別表第3の2の額によりがたい家賃、間代等であって、世帯員の状況等により、やむを得ないと認められ

るものについては、世帯人員が1人の場合、別表第3の2の額に1.3を乗じて得た額（以下「1.3倍額」という。）の範囲内において、必要な額を認定して差し支えないものとされている。

そして、実施要領第7の4の（1）クによれば、被保護者が居住する借家、借間の契約更新等に際し、契約更新料等を必要とする場合には、実施要領第7の4の（1）オに定める額（1.3倍額）の範囲内において、必要な額を認定して差し支えないものとされている。

なお、「生活保護法による住宅扶助（契約更新料等）の特例的取扱いについて」（平成21年2月27日付社援保発第0227001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）によれば、実施要領第7の4の（1）クにいう「オに定める額」を「オに定める額に1.5を乗じて得た額」とするとされている。

また、賃貸借契約の更新契約時と火災保険料等の契約時期が異なっており、直近の契約更新時に、契約更新料等を支給した場合については、火災保険料等の費用を含めて、実施要領第7の4の（1）クに定める額の範囲内に限り認定して差し支えないと解される（「生活保護手帳別冊問答集2014」（中央法規出版株式会社平成26年8月20日発行。以下「問答集」という。）問7-108による。なお、問答集問7-108は、平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡を基にしたものであり、法の解釈・運用指針として合理的なもの認められる。）。

(2) 法63条による保護費返還額の決定について

法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、速やかに、保護を受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が

定める額を返還しなければならない旨規定し、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して生活保護費が支給された場合に、支給した生活保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うすることとしている（東京高等裁判所平成25年（行コ）第27号・平成25年4月22日判決（裁判所ウェブサイト掲載）参照）。

なお、迅速かつ確実に、被保護者に対して保護費を支給することが求められるところであるが、時間的制約がある中で手続を行い、保護費の過払いが生じた場合には、被保護者が返還することもあると解されるものであり、「急迫の場合等」には、調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合、保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って、不当に高額の決定をした場合等が含まれると解される（小山進次郎著「改定増補 生活保護法の解釈と運用（復刻版）」649頁）。

- 2 これを本件についてみると、請求人が居住する〇〇区は、東京都の区の存する区域で1級地であるので（保護基準別表第9）、請求人に対する1か月分の家賃・間代の限度額は、保護基準別表第3（ただし、平成25年9月30日付厚生労働省告示第324号による改正後のもの）により13,000円であり、別表第3の2の額は平成26年度当時は53,700円（平成26年3月24日付社援発0324第6号厚生労働省社会・援護局長通知参照）、東京都における1.3倍額は69,800円となり、さらに、1.3倍額に1.5を乗じた104,700円が、契約更新に際しての住宅扶助の上限額となる。

そして、処分庁は、請求人に対し、平成25年に保証料10,000円を、平成26年9月10日に更新料と保証料計104,700円を支給したことが認められる。

しかし、上記 1・(1)で引用した問答集の問 7-108 の記載の趣旨からすると、賃貸借契約の更新契約時と保証料の契約時期が異なる場合には、直近の保証料の費用を含めて、実施要領第 7 の 4 の(1)に定める額を限度として契約更新に際しての住宅扶助の額を認定して差し支えないと解すべきところ、処分庁が平成 25 年度分の保証料並びに平成 26 年度分の更新料及び保証料に対する支給可能な住宅扶助の額として各決定した額を合計した 114,700 円は、本来認められるべき契約更新に係る住宅扶助の上限額を 10,000 円を超えていることが認められる。

そうすると、平成 26 年 9 月 10 日に請求人に住宅扶助費が支払われた時点において、保護基準等に従って本来支給すべき額に比して 10,000 円の過払いとなることから、処分庁はこれを法 63 条の「資力」に該当するものと認め、同条の規定に基づき、同日以後を対象として支給された保護費のうち、これと同額を返還金額として決定したものである（本件処分）。

したがって、本件処分は、法令等の規定に基づき、その解釈に則った適法なものといえることができ、違算等の事実も認められないから、本件処分を違法又は不当なものとすることはできず、本件処分の取消しを求める請求人の主張は理由がない。

3 なお、請求人は、審査請求書において返還方法に関する不服を、反論書において弁明書の誤り等を述べるが、いずれも本件処分の取消し理由に係るものとは認められない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来